



発行所
山形新聞社
山形市旅籠町2-5-12
電話 代表023 (622) 5271
Copyright (c) 2015
Yamagata Shimbun

2015年
6月17日
〈水曜日〉

電子
速報版

やましん e聞

特別号外

■やまがた
ニュースオンライン
yamagata-np.jp

■携帯・スマホ
yamagata-np.jp
/mobile/



詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

18歳に選挙権

改正公選法が成立、70年ぶりの改革

来年参院選から適用

選挙権年齢を「18歳以上」に引き下げる改正公選法が、17日の参院本会議で全会一致により可決、成立した。1945年に「25歳以上」から「20歳以上」に引き下げて以来、70年ぶりの改革となる。

来年夏の参院選が初適用となるのが、ほぼ確実だ。18、19歳の未成年者約240万人が有権者に加わる見込みで、政府は若者の政治参加の意識を高める主催者教育の充実などを急ぐ。

選挙権年齢の引き下げに連動させ、現行で20歳の成人年齢や少年法対象年齢を下げるかどうかが課題として残った。各党は被選挙権年齢の引き下げも議論する。20歳未満には認められていなかった選挙運動は、改正により18歳から可能となり、

高校3年生でも投票の呼び掛けなどができる。一方、18、19歳の未成年者が連座制適用となる重大な選挙違反を犯し、選挙の公正に支障を及ぼす場合は原則、検察官送致(逆送)とする規定を付則に明記した。

選挙権年齢引き下げは、昨年の国民投票法改正で、憲法改正に必要な国民投票の年齢を2018年に「18歳以上」に下げるとしたことに伴う措置。

選挙権年齢と国民投票年齢

改正法は約1週間で公布される予定で、公布から1年の周知期間を経て施行される。施行後初めて公示される国政選挙が最初の適用対象となる。その後、知事選など地方選挙で順次導入される。

2014年6月施行の改正国民投票法は、憲法改正に必要な国民投票の投票年齢を18年6月に「20歳以上」から「18歳以上」へと自動的に引き下げると定めた。自民、民主など各党は、それを前倒しし、施行から2年以内国民投票年齢と選挙権年齢を同時に「18歳以上」へ引き下げる方針で合意している。



選挙権年齢を「18歳以上」に引き下げる改正公選法が可決、成立した参院本会議
17日午前10時51分